# 四半期報告書

(第19期第2四半期)

自 平成21年1月1日

至 平成21年3月31日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

(E05206)

## 表 紙

第一部		企業情報	
第1		企業の概況	
	1	主要な経営指標等の推移	1
	2	事業の内容	2
	3	関係会社の状況	2
	4	従業員の状況	2
第2		事業の状況	
	1	仕入、販売の状況	3
	2	経営上の重要な契約等	4
	3	財政状態及び経営成績の分析	4
第3		設備の状況	6
第4		提出会社の状況	
	1	株式等の状況	
		(1) 株式の総数等	7
		(2) 新株予約権等の状況	8
		(3) ライツプランの内容	25
		(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
		(5) 大株主の状況	25
		(6) 議決権の状況	27
	2	株価の推移	27
	3	役員の状況	27
第5		経理の状況	28
	1	四半期連結財務諸表	
		(1) 四半期連結貸借対照表	29
		(2) 四半期連結損益計算書	31
		(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	33
	2	その他	43
第二部		提出会社の保証会社等の情報	44

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第19期第2四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社セプテーニ・ホールディングス

 【英訳名】
 SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長
 野村 宗芳

 【本店の所在の場所】
 東京都新宿区大京町24番地

【電話番号】 03-5363-7340(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 原山 直子 【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区大京町24番地

【電話番号】 03-5363-7340(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 原山 直子 【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第2四半期連結 累計期間	第19期 第2四半期連結 会計期間	第18期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成21年 3月31日	自平成21年 1月1日 至平成21年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 9月30日
売上高(千円)	17, 240, 407	8, 533, 244	30, 700, 996
経常利益 (千円)	220, 532	139, 417	1, 010, 260
当期純利益又は四半期純損失 (千円)	△130, 443	△151, 377	563, 940
純資産額(千円)	_	6, 610, 195	6, 788, 609
総資産額(千円)	_	12, 925, 504	13, 482, 632
1株当たり純資産額(円)	_	44, 233. 79	45, 528. 87
1株当たり当期純利益金額又は 四半期純損失金額(円)	△987. 43	△1, 145. 91	4, 454. 13
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益金額(円)	_	_	4, 326. 58
自己資本比率(%)	_	45. 2	44. 6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	177, 998	_	394, 601
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△109, 768		△1, 183, 956
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	86, 959	_	2, 387, 916
現金及び現金同等物の四半期末 (期末) 残高 (千円)	_	4, 862, 850	4, 707, 660
従業員数 (人)	_	560	572

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
  - 3 第19期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

(此業貝数(人)		560
----------	--	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数 (人)	29
----------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

# 第2【事業の状況】

- 1【仕入、販売の状況】
  - (1) 仕入実績

当第2四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)
ネット広告事業	5, 411, 573
インターネット関連事業	924, 569
DM事業	420, 889
その他の事業	121, 929
合計	6, 878, 960

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(千円)
ネット広告事業	6, 981, 490
インターネット関連事業	703, 710
DM事業	501, 460
その他の事業	346, 582
合計	8, 533, 244

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、全体の10%を越える相手 先がないため記載しておりません。

#### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、第1四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表等規則に基づき四半期連結財務諸表を作成しており、前年 同四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表については独立監査人の四半期レビューを受けていないため、当文章中 の前年同四半期連結会計期間と比較した指標、金額は「参考値」として記載しております。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の当社グループの経営成績は、主力のネット広告事業が折からの急激な景気減速の影響を受けながらも比較的堅調に推移したことに加え、平成21年9月期第1四半期より新たにコマース(通販)事業を開始したこともあり、売上高は前年同期比12.8%増の8,533百万円となりました。

しかしながら、インターネット関連事業やコマース事業において先行投資費用等により収益性が低下したことに加え、投資育成事業において一部の投資先株式に係る営業投資有価証券評価損を売上原価に計上したこともあり、営業利益につきましては前年同期比45.1%減の176百万円、経常利益につきましては前年同期比40.4%減の139百万円となりました。

更には、財務体質健全化を図るための各種投資有価証券の処分に伴う投資有価証券売却損及び評価損を中心に合計 200百万円を特別損失として計上したこと等により、四半期純損失は151百万円(前年同期は299百万円の利益)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

#### ①ネット広告事業

昨年秋以降の急激な景気減速の影響を受け、一部業種において出稿抑制が見られるなど事業環境は厳しさを増しており、バナー広告に代表されるパソコン向けディスプレイ広告分野を中心に市場成長には鈍化傾向が見られます。そうした中、当社グループは、インターネット広告市場におけるシェア拡大を図るべく、不況下でも比較的底堅い需要が見込める販売促進領域にフォーカスした営業活動を従来以上に推進し、リスティング(検索連動型)広告やモバイル広告を中心に売上を伸ばすことができました。

その結果、当第2四半期連結会計期間のネット広告事業の売上高は6,989百万円(前年同期比10.5%増)、営業利益は299百万円(前年同期比16.8%増)となりました。

#### ②インターネット関連事業

当社の連結子会社であるアクセルマーク㈱が手がける主力のコンテンツ領域においては、優良コンテンツの権利獲得のための先行投資による売上原価増に加えて、料金不払トラブル回避のための広告出稿抑制により課金数が減少したこともあり、当初見込んでいた売上高と売上総利益を確保することができませんでした。

一方で、モバイル広告のレップ (広告代理店向け卸売販売) 部門については、需要の拡大を背景に大幅に売上を伸ばしました。

テクノロジー領域においては、主力サービスであるメール配信ASPに加え、前期より投入した顧客管理システムも好調に推移いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間のインターネット関連事業の売上高は1,216百万円(前年同期比17.6%増)、営業利益は7百万円(前年同期比89.7%減)となりました。

#### ③DM事業

需要が伸び悩む厳しい事業環境や高収益案件の減少等により、当第2四半期連結会計期間の売上高は506百万円 (前年同期比6.2%減)、営業利益は38百万円(前年同期比38.3%減)となりました。

#### ④その他の事業

平成21年9月期第1四半期より開始したコマース事業により当第2四半期連結会計期間の売上高は346百万円(前年同期比約18倍)と大幅な増収となりました。しかしながら、投資育成事業において一部の投資先株式に係る営業投資有価証券評価損66百万円を売上原価に計上したこと等により、営業損失は80百万円(前年同期は8百万円の利益)となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における「現金及び現金同等物」(以下「資金」という。)は第1四半期連結会計期間末に比べて987百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末の資金残高は4,862百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は547百万円(前年同期は247百万円)となりました。

これは、税金等調整前四半期純損失61百万円を計上したものの、売上債権の減少92百万円、投資有価証券売却損 116百万円及び投資有価証券評価損74百万円が計上されたことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は92百万円(前年同期は415百万円の使用)となりました。

これは、投資有価証券の売却による収入171百万円が発生したことが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は347百万円(前年同期は1,097百万円)となりました。

これは、短期借入金による収入120百万円及び長期借入金による収入300百万円が発生したことが主な要因であります。

#### (3) 対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に、重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

# 第3【設備の状況】

- (1) 主要な設備の状況
  - 当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。
- (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

# 第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】
  - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	370, 080
計	370, 080

## ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134, 347	134, 347	ジャスダック証券取引所	(注2)
計	134, 347	134, 347	_	_

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
  - 2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

# (2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年12月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40, 373
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 40,373
価格及び資本組入額 (円)	資本組入額 20,187
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者が下記のいずれかに該当した場合は、割り当てられた本新株予約権の未行使分が失効するものとし、以後行使することができない。 ア. 新株予約権の割当を受けた者が、次の(ア)または(イ)に該当しないで当社の取締役または従業員たる地位を失った場合 (ア)当社の従業員の地位を喪失すると同時に当社の取締役または監査役の地位を取得した場合 (イ)当社の従業員の地位を喪失後直ちに当社の子会社若しくは関連会社の従業員、取締役又は監査役の地位を取得した場合 イ. 新株予約権の割当を受けた者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合等、本新株予約権を行使することが相当でないとされる事由が発生した場合 ② 本新株予約権の相続は認めない。 ③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
  - 2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。 なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。
    - (1) 平成15年11月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割
    - (2) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

## 株主総会の特別決議(平成15年12月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	708
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1, 416
新株予約権の行使時の払込金額(円)	151, 500
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 151,500
価格及び資本組入額 (円)	資本組入額 75,750
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
  - 2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。 なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。
    - (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

## 株主総会の特別決議(平成15年12月18日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1, 980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から
初日本 J かり作をクリコ [文列] 同]	平成45年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 7
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。)または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成44年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。 なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。
  - (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

## 株主総会の特別決議(平成16年12月16日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1, 184
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2, 368
新株予約権の行使時の払込金額(円)	187, 425
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 187, 425
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 93,713
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。② 新株予約権の相続は認めない。③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。
  - 2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。 なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。
    - (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

## 株主総会の特別決議(平成16年12月16日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成17年3月16日から 平成46年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 7
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<ul> <li>① 新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。)または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から権利を行使することができるものとする。</li> <li>② 上記①にかかわらず、平成45年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年1月1日から権利を行使することができるものとする。</li> <li>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

- (注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。 なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。
  - (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

## 株主総会の特別決議(平成17年12月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	1, 526
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1, 526
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240, 000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 240,000
価格及び資本組入額 (円)	資本組入額 120,000
新株予約権の行使の条件	<ul> <li>新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</li> <li>新株予約権の相続は認めない。</li> <li>新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。</li> <li>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<del></del>

<sup>(</sup>注) 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利 付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しており ます。

# 株主総会の特別決議(平成17年12月20日)

127-10 100- 1177- 1 74-117	
	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から
利4本 了不到性9271][史朔][6]	平成47年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 7
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。)または監査役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成46年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_

② 会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。 株主総会の特別決議(平成18年12月20日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)		
新株予約権の数(個)	476		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	476		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153, 000		
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成22年6月30日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 210,000		
価格及び資本組入額(円) (注) 1	資本組入額 105,000		
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。		
代用払込みに関する事項	<del>_</del>		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

- (注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格と しております。
  - 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時 の払込金額で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額 に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて 得られる金額とします。
    - (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、 新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使の条件 上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定しま す。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件 下記に準じて決定する。
  - ① 上記(5)の権利行使をすることができる期間の開始日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値(ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)が、行使価額に80%を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる)を下回った場合、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員のいずれかの地位を有しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
    - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 146, 227
価格及び資本組入額(円) (注) 2	資本組入額 146,227
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成20年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成20年2月1日から平成21年1月31日までに限り新株予約権を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
  - 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
  - 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点におい て残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につ き、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株 予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅 し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計 画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしま す。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時 の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編 対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
  - 上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、 新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件 上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定しま す。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件 下記に準じて決定します。
  - ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
    - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	669
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	669
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179, 000
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 247,600
価格及び資本組入額(円)(注) 1	資本組入額 123,800
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格と しております。
  - 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点に おいて残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合に つき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新 株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消 滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割 計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしま
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権0行使時 の払込金額で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額 に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて 得られる金額とします。
    - (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、 新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
    - (6) 新株予約権の行使の条件 上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件

下記に準じて決定します。

- ① 上記 (5) の権利行使をすることができる期間の開始日の前日のジャスダック証券取引所における 当社株式の普通取引の終値(ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終 値)が、行使価額に80%を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てる)を下回った場合、取締役会 が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
  - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
  - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 160,510
価格及び資本組入額(円)(注) 2	資本組入額 80,255
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成21年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成21年2月1日から平成22年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
  - 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
  - 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点に おいて残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合 につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の 新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は 消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分 割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
    - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしま す。
    - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。
    - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
    - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時 の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対 象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
    - (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、 新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使の条件 上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定しま す。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件 下記に準じて決定する。
  - ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合 (株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
    - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
    - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

#### 株主総会の特別決議(平成20年12月19日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	919
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	919
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82, 715
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 105,943
価格及び資本組入額(円)(注) 1	資本組入額 52,972
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

- (注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格と しております。
  - 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

#### 取締役会決議(平成21年1月15日)

	第2四半期会計期間末現在		
	211 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1		
	(平成21年3月31日)		
新株予約権の数(個)	200		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7		
	平成22年2月1日から		
初水 J/示J/隹º271 J [史 <i>刊</i> ]	平成49年12月31日まで		
株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 発行価格			
価格及び資本組入額(円)(注) 2	資本組入額 30,445		
新株予約権の行使の条件	<ul> <li>新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。</li> <li>新株予約権者が、平成22年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成22年2月1日から平成23年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</li> <li>その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</li> </ul>		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。		
代用払込みに関する事項	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3		

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
  - 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
  - 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

## (3) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日~ 平成21年3月31日	_	134, 347		1, 992, 360		2, 414, 478

#### (5) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ビレッジセブン	東京都港区南青山二丁目22番14号	20, 500	15. 25
七村 守	東京都渋谷区	16, 516	12. 29
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15, 234	11.33
ヤフー株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	7, 000	5. 21
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	6, 098	4. 53
エイチエスビーシー ファンド サービシィズ アカウント006 ジェイエフ (常任代理人 香港上海銀行東京 都支店)	LEVEL 13.1 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	2, 630	1.95
清水 洋	沖縄県中頭郡読谷村	2, 480	1.84
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	2, 383	1.77
株式会社ソフトクリエイト	東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号	2, 260	1. 68
エイチエスビーシー ファンド サービシィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイ テッド (常任代理人 香港上海銀行東京 都支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1, 847	1. 37
計	_	76, 948	57.28

- (注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式2,244株 (1.67%) があります。
  - 2 当四半期連結会計期間末における、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト 信託銀行株式会社の信託業務の株式数の詳細については、当社として把握することができないため記載して おりません。
  - 3 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から大量保有報告書に係る変更報告書の提出があり、平成21年3月4日現在(報告義務発生日 平成21年2月27日)で、以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当四半期末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
J Pモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7番 3号	株式 4,980	3. 71

4 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社、共同保有者であるドイツ銀行及びドイツ証券株式会社から大量保有報告書に係る変更報告書の提出があり、平成21年3月6日現在(報告義務発生日 平成21年2月27日)で、以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当四半期末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
ドイチェ・アセット・マネ ジメント株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番 1号	株式 5,230	3. 89
ドイツ銀行 ロンドン支店	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK	株式 20	0. 01
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番 1号	株式 17	0.01

## (6) 【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,244	_	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 132,103	132, 103	同上
発行済株式総数	134, 347	_	_
総株主の議決権	_	132, 103	_

## ②【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (㈱セプテーニ・ホールデ イングス	東京都新宿区大京町24番地	2, 244	_	2, 244	1. 67
計	_	2, 244	_	2, 244	1. 67

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高 (円)	88, 200	102, 000	90, 400	85, 500	81, 800	40, 700
最低 (円)	53, 100	63, 000	68, 900	66, 800	38, 500	27, 500

<sup>(</sup>注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

# 第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から 平成21年3月31日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半 期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

(単位:千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4, 862, 850	4, 707, 660
受取手形及び売掛金	4, 343, 692	4, 590, 404
営業投資有価証券	<sup>*1</sup> 175, 530	*1 242, 500
商品	29, 896	44, 751
仕掛品	12, 869	6, 402
その他	461, 233	505, 219
貸倒引当金	△20, 323	△6, 754
流動資産合計	9, 865, 748	10, 090, 183
固定資産		
有形固定資産	<sup>*2</sup> 249, 360	<sup>*2</sup> 270, 896
無形固定資産		
のれん	609, 958	496, 078
その他	136, 616	153, 870
無形固定資産合計	746, 575	649, 949
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 046, 877	1, 385, 621
その他	1, 095, 400	1, 171, 696
貸倒引当金	△78, 457	△85,715
投資その他の資産合計	2, 063, 819	2, 471, 602
固定資産合計	3, 059, 755	3, 392, 448
資産合計	12, 925, 504	13, 482, 632

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3, 993, 868	4, 364, 015
短期借入金	746, 000	1, 215, 000
1年内返済予定の長期借入金	272, 100	8, 370
未払法人税等	144, 772	272, 205
賞与引当金	161, 155	172, 142
返品調整引当金	1,301	1, 908
その他	465, 343	587, 089
流動負債合計	5, 784, 541	6, 620, 731
固定負債		
長期借入金	415, 500	_
その他	115, 268	73, 291
固定負債合計	530, 768	73, 291
負債合計	6, 315, 309	6, 694, 023
純資産の部	-	
株主資本		
資本金	1, 992, 360	1, 992, 360
資本剰余金	3, 093, 586	3, 093, 675
利益剰余金	1, 016, 656	1, 252, 783
自己株式	△258, 886	△258, 897
株主資本合計	5, 843, 717	6, 079, 921
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△301	△65, 369
評価・換算差額等合計	△301	△65, 369
新株予約権	94,772	62, 879
少数株主持分	672, 006	711, 178
純資産合計	6, 610, 195	6, 788, 609
負債純資産合計	12, 925, 504	13, 482, 632
Z DOWN DOX / TO PT		10, 102, 002

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
売上高	17, 240, 407
売上原価	13, 927, 663
売上総利益	3, 312, 744
返品調整引当金戻入額	1, 908
返品調整引当金繰入額	1, 301
差引売上総利益	3, 313, 351
販売費及び一般管理費	<sup>*1</sup> 2, 980, 644
営業利益	332, 707
営業外収益	
受取利息	7, 373
受取配当金	6, 569
その他	5, 037
営業外収益合計	18, 980
営業外費用	
投資有価証券評価損	59, 926
持分法による投資損失	44, 641
その他	26, 587
営業外費用合計	131, 155
経常利益	220, 532
特別利益	
未払税務更正額戻入	13, 065
その他	75
特別利益合計	13, 141
特別損失	
投資有価証券売却損	116, 083
投資有価証券評価損	63, 950
その他	70, 144
特別損失合計	250, 177
税金等調整前四半期純損失(△)	△16, 503
法人税、住民税及び事業税	133, 001
法人税等調整額	55
法人税等合計	133, 057
少数株主損失(△)	△19, 117
四半期純損失(△)	△130, 443

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	至 平成21年3月31日)
売上高	8, 533, 244
売上原価	6, 963, 569
売上総利益	1, 569, 675
返品調整引当金戻入額	2, 041
返品調整引当金繰入額	1, 301
差引売上総利益	1, 570, 415
販売費及び一般管理費	*1 1, 393, 591
営業利益	176, 824
営業外収益	
受取利息	3, 471
受取配当金	2, 501
その他	2, 146
営業外収益合計	8, 118
営業外費用	
投資有価証券評価損	10, 140
持分法による投資損失	23, 458
その他	11, 926
営業外費用合計	45, 524
経常利益	139, 417
特別利益	
その他	55
特別利益合計	55
特別損失	
投資有価証券売却損	116, 083
投資有価証券評価損	63, 950
その他	20, 948
特別損失合計	200, 981
税金等調整前四半期純損失(△)	△61, 508
法人税、住民税及び事業税	75, 891
法人税等調整額	24, 166
法人税等合計	100, 058
少数株主損失(△)	△10, 188
四半期純損失(△)	△151, 377

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	$\triangle$ 16, 503
減価償却費	67, 998
減損損失	16, 159
のれん償却額	39, 721
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6, 311
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10, 986
投資有価証券評価損益(△は益)	123, 876
受取利息及び受取配当金	△13, 942
支払利息	9, 797
持分法による投資損益(△は益)	48, 833
投資有価証券売却損益 (△は益)	116, 083
固定資産除却損	22, 984
事業譲渡損益(△は益)	4, 409
売上債権の増減額(△は増加)	253, 970
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	66, 969
たな卸資産の増減額 (△は増加)	5, 637
仕入債務の増減額 (△は減少)	△369, 136
株式報酬費用	31, 893
その他	12, 248
小計	416, 324
利息及び配当金の受取額	17, 148
利息の支払額	△9, 797
法人税等の還付額	48, 155
法人税等の支払額	△293, 832
営業活動によるキャッシュ・フロー	177, 998
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△54, 347
のれんの取得による支出	△135, 000
無形固定資産の取得による支出	△66, 951
投資有価証券の取得による支出	△8, 477
投資有価証券の売却による収入	171, 870
子会社株式の取得による支出	∆2, 395
関係会社株式の取得による支出	△5, 000
短期貸付金の増減額(△は増加)	1, 116
事業譲渡による収入	8, 000
	△18, 582
その他	△10,002

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△469, 000
長期借入れによる収入	795, 000
長期借入金の返済による支出	△115, 770
自己株式の取得による支出	△77
配当金の支払額	△105, 683
少数株主への配当金の支払額	△17, 509
財務活動によるキャッシュ・フロー	86, 959
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	155, 189
現金及び現金同等物の期首残高	4, 707, 660
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 4, 862, 850

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

# 項の変更

1. 会計処理基準に関する事 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より「棚卸資産 の評価に関する会計基準」(企業会計基準 委員会 平成18年7月5日 企業会計基準 第9号)を適用し、評価基準については、 主として総平均法による原価法から主とし て総平均法による原価法(収益性の低下に よる簿価切下げの方法) に変更しておりま

> なお、この変更による損益への影響はあ りません。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引 については、従来、賃貸借処理に係る方法 に準じた会計処理によっていましたが、

「リース取引に関する会計基準」(企業会 計基準第13号(平成5年6月17日(企業会 計審議会第一部会)、平成19年3月30日改 正))及び「リース取引に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第16 号(平成6年1月18日(日本公認会計士協 会 会計制度委員会)、平成19年3月30日 改正)) が平成20年4月1日以後開始する 連結会計年度に係る四半期連結財務諸表か ら適用することができることになったこと に伴い、第1四半期連結会計期間からこれ らの会計基準等を適用し、通常の売買取引 に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産の減価償却の方法 については、リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法を採用しており ます。

ただし、リース取引開始日がリース会計 基準適用初年度開始前の所有権移転外ファ イナンス・リース取引については、通常の 賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を 採用しております。

なお、この変更による損益への影響はあ りません。

### 【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の	定率法を採用している固定資産について
算定方法	は、連結会計年度に係る減価償却費の額を
	期間按分して算定する方法によっておりま
	す。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益
	性の低下が明らかなものについてのみ正味
	売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法
	によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税	繰延税金資産の回収可能性の判断に関し
金負債の算定方法	ては、一部の子会社について、前連結会計
	年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異
	等の発生状況に著しい変化がないと認めら
	れるため、前連結会計年度において使用し
	た将来の業績予測やタックス・プランニン
	グを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

#### 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

	当第2四半期連結会計期 (平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日) 前連結会計年度末 (平成20年9月30日)				
<b>※</b> 1	※1 営業投資有価証券の内訳は次のとおりであります。			※1 営業投資有価証券の内訳は次のとおりであります。		
	直接投資分	175,530千円			直接投資分	242,500千円
	合計	175,530千円			合計	242,500千円
<b>※</b> 2	有形固定資産の減価償却累計額	168,278千円	<b>※</b> 2	有形固定資產	室の減価償却累計額 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	120,899千円

#### (四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日) ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。 役員報酬 230,094千円 給与手当 1,139,308千円 賞与引当金繰入額 155,955千円 地代家賃 225,332千円 貸倒引当金繰入額 32,628千円

> 当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。

役員報酬114,173千円給与手当562,832千円賞与引当金繰入額72,026千円地代家賃112,931千円貸倒引当金繰入額6,679千円

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)

(千円)

現金及び預金勘定 4,862,850

預入期間が3ヶ月を超える定期預金 \_\_\_\_\_-

現金及び現金同等物 4,862,850

### (株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	134, 347

#### 2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式 (株)	2, 244

### 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予	_	_	92, 945
連結子会社	約権	_	_	1,826
合計			_	94, 772

### 4. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月28日 取締役会	普通株式	105, 683	800	平成20年9月30日	平成20年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結累計期間末後となるもの 該当事項はありません。

#### (セグメント情報)

#### 【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

(単位:千円)

	ネット広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6, 981, 490	703, 710	501, 460	346, 582	8, 533, 244	_	8, 533, 244
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8, 311	513, 130	5, 132	_	526, 574	(526, 574)	_
計	6, 989, 802	1, 216, 840	506, 592	346, 582	9, 059, 818	(526, 574)	8, 533, 244
営業利益又は営業損失 (△)	299, 209	7, 499	38, 557	△80, 565	264, 702	(87, 877)	176, 824

当第2四半期連結累計期間(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

(単位:千円)

	ネット広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	13, 821, 488	1, 456, 495	1, 079, 999	882, 424	17, 240, 407	_	17, 240, 407
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	43, 885	740, 946	9, 451	1, 703	795, 986	(795, 986)	_
計	13, 865, 373	2, 197, 441	1, 089, 451	884, 127	18, 036, 394	(795, 986)	17, 240, 407
営業利益又は営業損失 (△)	550, 034	△16, 357	96, 878	△123, 263	507, 291	(174, 583)	332, 707

#### (注) 1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容					
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク					
インターネット関連事業	モバイルサービス (メディア運営・コンテンツサービス) 、テクノロジー (メール配信ASP、システムインテグレーション)					
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行事業					
その他の事業	投資育成事業、各種新規事業、コマース事業					

#### 【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)及び当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

### (有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められます。

	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	89, 985	89, 477	△508
(2) その他	100, 000	61, 758	△38, 242
合計	189, 985	151, 235	△38, 750

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿金額であります。なお、その他有価証券で時価のある株式について 当第2四半期連結会計期間において63,950千円の減損処理を行っております。

#### (デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

デリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に 比べて著しい変動が認められます。

取引の種類	契約額等(千円)	時価 (千円)	評価損益(千円)
スワップ取引	100, 000	61, 758	△38, 242

### (ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

- 1. ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名販売費及び一般管理費の株式報酬費用 16,536千円
- 2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	提出会社	提出会社	
ストック・オプションの名称	第7回新株予約権	第3回役員報酬型新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員       22名         当社子会社取締役       9名         当社子会社執行役員       5名         当社子会社従業員       221名         当社関連会社取締役       1名	当社取締役 6名 当社監査役 3名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 950株	普通株式 200株	
付与日	平成21年1月30日	平成21年1月30日	
権利確定条件	① 付与日(平成21年1月30日) 以降、権利確定日(平成23年 6月30日)まで継続して勤務 していること。ただし、新株 予約権者の退任又は退職時の 権利行使につき正当な理場が あると取締役会が認めた場合 は、この限りでない。 ② 権利行使期間の開始日前にお ける株式の普通取引の終値 (ただし、当日に取引が成立 しない場合は、それに先面の 直近日の終値)が行使価格に 80%を乗じた金額(1円未満 の端数は切り捨てる。)を下 回らないこと。	日)まで継続して、当社の役員の 地位に有ることを有する。ただ し、新株予約権者が、平成21年2 月1日より前に任期満了により退 任した場合、平成22年2月1日か ら平成23年1月31日までに限り、 新株予約権を行使することができ	
対象勤務期間	平成21年1月30日から 平成23年6月30日まで	平成21年1月30日から 平成22年1月31日まで	
権利行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	平成22年2月1日から 平成49年12月31日まで	
権利行使価格 (円)	82, 715	7	
付与日における公正な評価単価 (円)	23, 228	60, 883	

	アクセルマーク㈱		
ストック・オプションの名称	第10回新株予約権		
	取締役	4名	
付与対象者の区分及び人数	監査役	1名	
	従業員	45名	
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式	1,000株	
付与日	平成21年1月19日		
	新株予約権者は	、権利行使時にお	
	いても、アクセルマーク㈱、アク		
	セルマーク㈱の子会社または従業		
権利確定条件	員のいずれかの地位を有すること		
TETTIEL 木口	を要する。ただし、新株予約権者		
	の退任または退職後の権利行使に		
	つき、正当な理由があると認めら		
	れた場合は、こ	の限りでない。	
対象勤務期間	対象勤務期間の	定めはありませ	
7-1-20-12-17-17-11-1	ん。		
   権利行使期間	平成22年1	2月18日から	
	平成23年12月17日まで		
権利行使価格(円)		55, 500	
付与日における公正な評価単価		15, 969	
(円)	10, 303		

### (1株当たり情報)

### 1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)		前連結会計年度末 (平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	44, 233. 79円	1株当たり純資産額	45, 528. 87円

#### 2. 1株当たり四半期純損失金額

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 △987.43円	1株当たり四半期純損失金額 △1,145.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につ
いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損	いては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損
失であるため記載しておりません。	失であるため記載しておりません。

### (注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失 (千円)	△130, 443	△151, 377
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	△130, 443	△151, 377
期中平均株式数(株)	132, 103	132, 103
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株		
式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも		
のの概要		

#### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

### 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月15日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉藤 浩史 印業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。